

給水(上水道)工事の申込み(手数料・分担金など)

1 水道メータの口径決定基準について

平成9年10月1日に水道法施行令が改正され、須坂市ではその基準での同時使用を考慮した給水用具数でメータの口径を決めています。 標準流量13mm 17ℓ/分 20mm 40ℓ/分

総給水用具数	対応するメータの口径	総給水用具数	対応するメータの口径
1	13 ミリ	5~10	20 ミリ
2~4	13 ミリ	11~15	25 ミリ

※ 用具とは、蛇口と給湯器(電気温水器)です。

※30mm以上の口径については、同時使用率等の計算により口径を決定します。

2 水道メータの分担金の徴収について

給水を受けるために給水装置(水洗トイレ設置、蛇口を増やすなど)を新設、改造又は増径しようとする者から徴収いたします。一般的には宅内下水工事、増改築時に変更されます。(分担金徴収条例第4条により、給水装置の新設又は増径工事の申込み者は、申込の際に分担金を納入していただきます。)

水道メータの口径(新設)	基本額(税込み)	口径を変更する場合
13 ミリ	38,500円	13mm より 20mm 108,900円 (20mm) - 38,500円 (13mm) = 70,400円
20 ミリ	108,900円	
25 ミリ	220,000円	
30 ミリ	330,000円	20mm より 25mm 111,100円
40 ミリ	704,000円	
50 ミリ	1,045,000円	
75 ミリ	2,805,000円	
100 ミリ	4,400,000円	

3 給水(上水道)工事を施行する場合に水道局に納めていただく手数料について

区 分	金 額 (円/件)
設計審査手数料	2,900円
しゅん工検査手数料	2,800円

※) 共同管解消工事の場合は免除になります。

4 その他 (給水管分岐工事、水道配水管布設の場合 造成工事など)

区 分	金 額 (消費税含む)(円/件)		内 容
	占用申請・排水	占用申請のみ	
道路占用申請手数料	7,810円	7,810円	道路管理者への申請手続き
排水作業等経費	18,150円	***	切替時の排水作業等
合 計	25,960円	7,810円	

※) 共同管解消工事の場合は免除になります。



未来のためにのこそうきれいな千曲川
下水道への接続はお早めに

※下水道の接続についても裏面をご覧ください。

須坂市水道局 上下水道課 宅内サービス係
Tel 026-248-9013 (課専用)
E-mail : s-jyougesuido@city.suzaka.nagano.jp

下水道等(宅内排水設備)工事の申込み(手数料)

- 1 下水道等(宅内排水設備)工事を施行する場合に水道局に納めていただく手数料について

区 分	金 額 (円/件)
排水設備確認検査手数料	3,500円

- 2 その他

ご不明な点ありましたら、前面に記載の宅内サービス係へお問い合わせください。

2019.10.01